

# 職種別民間給与実態調査の結果

## 職種別民間給与実態調査(令和2年)の概要

### 1 調査の内容等

#### (1) 調査の内容

この調査の内容は、次のとおりです。

- ア 昨年8月から本年7月までの特別給の支給実績  
イ 民間企業における給与改定の状況等  
ウ 本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等  
エ 本年4月分の初任給の状況

なお、このうち、今回の報告の基礎となったのは、イ、ウ及びびエに関する調査です。

#### (2) 調査期間

本年においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、(1)ア及びびイに関する調査を先行して実施しました。各調査期間は、次のとおりです。

- ・ (1)ア及びびイに関する調査:6月29日(月)～7月31日(金)
- ・ (1)ウ及びびエに関する調査:8月17日(月)～9月30日(水)

### 2 調査機関

神奈川県人事委員会、人事院、横浜市人事委員会、川崎市人事委員会、相模原市人事委員会等

### 3 調査範囲等

#### (1) 調査範囲

##### ア 調査対象事業所(母集団事業所)

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 3,099事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外しました。

##### イ 調査対象職種 54職種(うち初任給関係12職種)

#### (2) 調査対象の抽出

##### ア 標本事業所の抽出

(1)に記載した事業所を組織(本・支店)、規模、産業によって46グループ(うち横浜市15、川崎市10、相模原市7、その他県内地域14)にグループ化し、その中から無作為に抽出した699事業所(うち横浜市300事業所、川崎市111事業所、相模原市82事業所、その他県内地域206事業所)の調査を行いました。

1(1)ウ及びびエに関する調査が完了した事業所は、第9表のとおりです。

##### イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行いました。なお、役員及び臨時の従業員は全て除外しました。

#### (3) 調査実人員

33,116人(うち初任給関係職種1,701人)です。

#### (4) 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に還元しました。

## 第9表 産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模		3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
	業	計	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
		508	140	70	66	168	64
農業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業		29	4	5	5	9	6
製造業		220	57	31	19	82	31
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業		97	14	15	16	38	14
卸売業、小売業		27	7	4	6	9	1
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業		26	18	6	1	1	0
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業		109	40	9	19	29	12

注 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模等が調査対象外であることが判明した事業所が14所、調査不能の事業所が177所ありました。

2 調査対象事業所699所から企業規模、事業所規模等が調査対象外であることが判明した事業所14所を除いた685所に占める調査完了事業所508所の割合(調査完了率)は、74.2%です。

3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)です。

## 第10表

## 給与改定の状況

### その1 ベース改定の状況

役職段階 \ 項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの慣行なし
係 員	31.4 %	15.7 %	1.1 %	51.8 %
課 長 級	21.3	14.0	0.6	64.2

注1 ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計しました。

2 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100.0%にならない場合があります。

### その2 定期昇給の実施状況

役職段階 \ 項目	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施			定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし	
		増 額	減 額	変化なし			
係 員	86.9 %	84.4 %	20.7 %	12.1 %	51.6 %	2.5 %	13.2 %
課 長 級	72.2	69.2	16.3	10.9	42.0	3.0	27.7

注1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計しました。

2 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100.0%にならない場合があります。

第11表

企業規模別、職種別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計

職種名	調査実人員	平均年齢	令和2年4月分平均支給額			備考
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)	
	人	歳	円	円	円	
支店長	65	52.3	699,508	3,307	696,201	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
工場長	23	53.4	727,339	1,435	725,904	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
事務部長	1,060	52.7	698,483	1,433	697,050	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
技術部長	1,125	52.4	701,930	2,745	699,185	同上
事務部次長	380	51.4	619,730	4,232	615,498	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)
技術部次長	348	50.3	585,669	1,135	584,534	同上
事務課長	2,388	49.2	578,252	11,052	567,200	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
技術課長	2,488	50.1	605,973	5,962	600,011	同上
事務課長代理	849	47.1	516,694	45,812	470,882	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)
技術課長代理	740	46.9	526,577	55,420	471,157	同上
事務係長	1,973	45.7	487,370	57,297	430,073	係の長及び係長級専門職
技術係長	1,714	45.9	536,725	82,678	454,047	同上
事務主任	1,903	41.6	411,134	51,260	359,874	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)
技術主任	1,811	44.1	491,549	83,798	407,751	同上
事務係員	6,199	38.0	352,292	43,557	308,735	
技術係員	6,473	37.2	383,705	61,520	322,185	

注1 人事院及び都道府県市特別区人事委員会の共同調査のため、本県では調査事業所や調査実人員が少なくなる場合があり、その際、特定の事業所のデータが平均支給額に影響することがあります(第11表の各表において同じです。)

2 「中間職(部長一課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいいます(第11表の各表において同じです。)

3 「中間職(課長一係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいいます(第11表の各表において同じです。)

4 「中間職(係長一係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいいます(第11表の各表において同じです。)

## 2 企業規模500人以上

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和2年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	55	52.8	751,335	3,251	748,084	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	工 場 長	21	53.5	737,822	1,557	736,265	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	事 務 部 長	754	52.4	731,456	1,105	730,351	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	技 術 部 長	913	52.5	719,698	2,768	716,930	同 上
	事 務 部 次 長	270	51.9	663,884	3,064	660,820	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長 及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
	技 術 部 次 長	239	50.8	600,597	1,022	599,575	同 上
	事 務 課 長	1,702	49.2	607,513	12,039	595,474	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び 課長級専門職
	技 術 課 長	1,866	50.3	624,370	6,110	618,260	同 上
	事 務 課 長 代 理	746	47.2	528,077	48,439	479,638	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
	技 術 課 長 代 理	598	46.9	537,122	57,960	479,162	同 上
	事 務 係 長	1,387	45.7	505,226	67,725	437,501	係の長及び係長級専門職
	技 術 係 長	1,244	46.0	550,723	89,899	460,824	同 上
	事 務 主 任	1,261	40.9	423,285	57,266	366,019	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上 に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任 と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)
	技 術 主 任	1,145	43.6	510,522	97,817	412,705	同 上
	事 務 係 員	4,081	37.7	360,846	48,718	312,128	
技 術 係 員	4,100	37.4	390,800	65,286	325,514		

### 3 企業規模100人以上500人未満

職種名	調査実人員	平均年齢	令和2年4月分平均支給額			備考
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)	
支店長	10	50.6	518,517	3,501	515,016	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
工場長	2	52.5	604,300	0	604,300	構成員50人以上の工場長の長(取締役兼任者を除く。)
事務部長	257	53.1	631,407	2,419	628,988	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
技術部長	167	51.5	629,469	3,118	626,351	同上
事務部次長	79	50.0	511,990	9,069	502,921	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長 及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
技術部次長	91	49.1	557,126	1,550	555,576	同上
事務課長	556	48.9	506,610	8,897	497,713	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び 課長級専門職
技術課長	493	49.1	540,014	5,015	534,999	同上
事務課長代理	66	46.4	406,134	16,905	389,229	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
技術課長代理	102	46.1	454,658	40,227	414,431	同上
事務係長	513	46.0	446,280	31,866	414,414	係の長及び係長級専門職
技術係長	380	45.3	466,903	47,186	419,717	同上
事務主任	547	43.0	383,530	38,350	345,180	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上 に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任 と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)
技術主任	490	46.1	448,254	47,358	400,896	同上
事務係員	1,778	38.5	333,472	31,791	301,681	
技術係員	1,800	36.4	369,536	56,137	313,399	

#### 4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和2年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)	
支 店 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
工 場 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
事 務 部 長	49	53.6	597,136	334	596,802	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
技 術 部 長	45	53.1	579,024	252	578,772	同 上
事 務 部 次 長	31	50.7	510,646	527	510,119	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長 及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
技 術 部 次 長	18	49.5	527,156	142	527,014	同 上
事 務 課 長	130	49.4	480,587	6,370	474,217	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び 課長級専門職
技 術 課 長	129	48.8	492,568	7,334	485,234	同 上
事 務 課 長 代 理	37	46.2	461,446	39,571	421,875	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
技 術 課 長 代 理	40	48.7	471,023	34,635	436,388	同 上
事 務 係 長	73	44.5	421,961	31,018	390,943	係の長及び係長級専門職
技 術 係 長	90	45.2	468,953	45,137	423,816	同 上
事 務 主 任	95	43.5	375,562	28,890	346,672	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上 に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任 と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)
技 術 主 任	176	43.2	413,497	43,272	370,225	同 上
事 務 係 員	340	39.5	310,105	21,076	289,029	
技 術 係 員	573	37.1	342,324	26,736	315,588	

その2 給与比較の対象外職種  
企業規模計

職種名	調査実人員	平均年齢	令和2年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
							円
海事関係職種	船長・機関長	-	-	-	-	-	
	一等航海士・機関士	-	-	-	-	-	
	二等航海士・機関士	-	-	-	-	-	
	三等航海士・機関士	-	-	-	-	-	
	運航士	-	-	-	-	-	
	甲板長・操機長	-	-	-	-	-	
	甲板手・操機手	-	-	-	-	-	
教育関係職種	大学学長・副学長・学部長	17	59.6	821,755	184	821,571	
	大学教授	196	56.3	745,616	22,931	722,685	
	大学准教授	133	49.7	615,481	2,874	612,607	
	大学講師	99	44.1	538,017	9,157	528,860	
	大学助教	69	38.9	582,669	30,365	552,304	
職	高等学校校長	3	60.7	902,541	0	902,541	
	高等学校教頭	9	55.0	704,604	9,681	694,923	
	高等学校教諭	95	44.7	525,878	22,822	503,056	
研究関係職種	研究所長	7	53.4	1,080,725	1,791	1,078,934	構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。)
	研究部(課)長	263	51.1	716,419	1,054	715,365	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
	研究室(係)長	145	47.7	532,275	32,033	500,242	構成員3人以上の室(係)の長
	主任研究員	260	46.7	604,296	47,502	556,794	下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
	研究員	489	37.3	445,822	53,345	392,477	
	研究補助員	34	30.9	304,009	36,099	267,910	
技能・労務関係職種	電話交換手	-	-	-	-	-	
	自家用乗用自動車運転手	3	54.0	314,244	35,524	278,720	
	守衛	54	47.9	266,608	64,697	201,911	
	用務員	-	-	-	-	-	

第12表

## 職種別、学歴別及び企業規模別の初任給

職 種	学 歴	企業規模計		500人以上		100人以上 500人未満		50人以上 100人未満		
		調査実人員	平 均	調査実人員	平 均	調査実人員	平 均	調査実人員	平 均	
事 務 ・ 技 術	新卒事務員	大学卒	378人	217,116円	262人	221,189円	112人	206,332円	4人	199,149円
		短大卒	45	186,634	17	190,197	23	181,225	5	193,462
		高校卒	78	175,128	36	170,502	40	178,709	2	169,187
技 術	新卒技術者	大学卒	459	216,255	282	220,188	158	210,489	19	208,591
		短大卒	121	192,551	80	194,679	34	188,875	7	183,068
		高校卒	160	173,252	80	174,675	68	171,318	12	175,770
関 係	新卒事務員・ 技術者計	大学卒	837	216,653	544	220,699	270	208,899	23	206,919
		短大卒	166	191,073	97	193,874	57	186,210	12	187,728
		高校卒	238	173,802	116	173,596	108	173,874	14	174,950
その他	新卒研究員	大学卒	2	232,133	2	232,133	-	-	-	-

- 注 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものです。
- 2 短大卒には高専卒も含まれます。
- 3 令和2年4月、県職員の事務・技術関係の新卒行政職員の初任給（地域手当12%を含む。）は、大学卒211,456円、短大卒189,168円、高校卒173,600円となっています。

第13表

## 初任給の改定状況

学 歴	企 業 規 模	項 目	新規学卒者の 採用あり	初 任 給 の 改 定 状 況			新規学卒者の 採用なし
				増 額	据 置 き	減 額	
大 学 卒	規 模 計		%	%	%	%	%
			48.1	(34.6)	(65.4)	(0.0)	51.9
		500人以上	61.6	(42.8)	(57.2)	(0.0)	38.4
		100人以上500人未満	52.3	(35.6)	(64.4)	(0.0)	47.7
高 校 卒	規 模 計		23.2	(33.5)	(66.5)	(0.0)	76.8
		500人以上	16.1	(21.0)	(79.0)	(0.0)	83.9
		100人以上500人未満	26.5	(32.9)	(67.1)	(0.0)	73.5
		50人以上100人未満	22.1	(42.0)	(58.0)	(0.0)	77.9

- 注 1 事務員と技術者のみを対象としたものです。
- 2 ( ) 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合です。



第14表

## 家族手当の支給状況

支給の有無		事業所割合
家族手当制度がある		71.1%
配偶者に家族手当を支給する		(70.7%)
家族手当制度がない		28.9%
扶養家族の 構成別 支給月額	配偶者	12,257円
	配偶者と子1人	19,892円
	配偶者と子2人	26,866円

注 1 ( )内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合です。

2 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出しました。

第15表

## 定年制の状況

定年制あり	定年年齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
%	%	%	%
98.9	86.3	12.6	1.1

注 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合です。

(参 考)

職員と民間従業員の職務対応

職員の職務の級	民間従業員の職務		
	企業規模500人以上	企業規模100人以上 500人未満	企業規模50人以上 100人未満
理事等 (10級) 局長等 (9級)	支店長、工場長、部長、 部次長 (取締役兼任者を除く。)		
本庁の部長等 (8級) 本庁の課長等 (7級)	課長	支店長、工場長、部長、 部次長 (取締役兼任者を除く。)	
グループリーダー等 (6級) 副主幹、副技幹等 (5級)	課長代理	課長	支店長、工場長、部長、 部次長 (取締役兼任者を除く。)
主査等 (4級)	係長	課長代理	課長
主任主事、主任技師等 (3級)	主任	係長	課長代理
高度の知識経験を必要とする主事、技師等 (2級)	上級係員	主任	係長
主事、技師等 (1級)	係員	上級係員、係員	主任
			上級係員、係員